

## 宝塚市と関西学院大学の連携協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と関西学院大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、宝塚の都市再生に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が包括的な連携のもと人材育成、まちづくり、芸術・文化、産業、学術などの分野において、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、宝塚の特性を活かした中心市街地の再生、ひいては地域社会の発展に資することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲および乙は、次の事項について協力する。

- (1) 人材育成に関する事項
- (2) まちづくりに関する事項
- (3) 芸術・文化の育成・発展に関する事項
- (4) 産業振興に関する事項
- (5) 学術・研究に関する事項
- (6) その他両者が必要と認める事項に関する事項

### （経費）

第3条 甲と乙が連携協力するための経費の負担については、甲、乙相互が協議のうえ、決定する。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

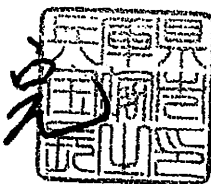
第5条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲、乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を二通作成し、甲、乙署名捺印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成16年2月29日

宝塚市長

渡部 光



関西学院大学学長

平松 一夫

